



【法人理念】 共生と自立

『ビジョン』

一人ひとりが向上心を持って、目的・目標を達成し、「自立」を目指す。そして、自立した人たちによって連帯社会・「共生」社会を形成する。
「共生」社会の中で、より多くの人たちが「自立」できるように助け合う。さらに多くの人たちが「自立」し、より大きな「共生」社会の形成へと繋がる。

『行動指針』

- ①私たちは、常日頃から互いの立場にたって行動し、お互いを尊重し合える関係をつくります。
- ②私たちは、日々、同じ大きな目標に向かって進み、同時に、自分の中に小さな目標を立て、行動します。
- ③私たちは、日々、自己を高める努力を怠りません。
- ④私たちは、私たちを取り巻く、多くのルールを遵守し、その行動には責任を持ちます。
- ⑤私たちは、今いる地域で根を張り、その地域全体が大きく育つように努力します。
- ⑥私たちは、常に変化を恐れず、勇気を持って変化を生み出す立場になり、同時に、その変化を受け入れられる、ゆとりを持ちます。
- ⑦『
※①～⑥以外で、一人ひとりが自分にとって大切な行動指針をひとつ定め、それを遵守します。』

ここ数年、高齢者福祉に携わる誰もが感じている介護事業の厳しい経営環境と採算性の衰えについて考えてみましょう。まずは介護業界の将来需要についてです。日本の人口は減少を続け、様々な業界が委縮し始めていますが、介護業界の将来需要について言えば、高齢者人口はまだピークに達しておらずこれからも介護サービス需要は伸びると期待できると判断できます。次に押さえておかなければならないのは人材です。高齢者を支える労働生産人口は年々減少を続け、高齢者医療、福祉にかかる負荷は急増しています。簡単に言えば、資金はあっても資源（労働力）なしの状況で、少ない労働資源を分かち合わねばならないことから雇用費用が増大し、介護事業者の収益性が圧迫されているというのが業界の現状でしょう。

これらの問題解決のために国がやって来たことは、まず資金確保と財政の安定化策では、新たな税収確保、受給者自己負担の拡大、サービス支給対象者の絞り込み等でしょうか。そして人材確保と事業継続策では、潜在労働力を掘り起こすために女性や高齢者の労働力の拡大と確保、外国人労働者の受け入れ、「施設から在宅」への方向転換、地域包括ケア体制の確立といったところでしょう。そして前回の介護保険制度改正で、特養への入所要件を介護度3以上にし、前々回の改正で要支援者を市町村が中心に展開する総合事業とし、どちらも給付対象者を絞ることで増大するコストの抑制も図ってきました。これで制度の持続性と延命はしばらく保たれたと考えられています。

一方、外に目を向ければ、知らぬ間に日本の物価水準は21位(2018年)、最低賃金水準は28位(2018年)、一人当たり労働生産性は21位(2019年)と、主要な国際指標が落ち込み、国際的競争力回復のために物価や賃金の引上げが急務となっています。日本ではこうした課題の克服のために「働き方改革」が推進されてきたわけですが、政策と施策がまだ噛み合っていないようです。介護業界でいえば、人件費や物価の増加に報酬が追いついていないというのが現状です。政策と施策の齟齬が長引けば、社会

福祉法人のような組織は持久戦のような状態になり、年々、人力と財力が失われていくことになりかねません。残念ながらこれから数年は、人件費を中心としたコストの抑制が強いられることとなるでしょう。

児童福祉の分野では、幼保無償化が始まります。待機児童の解消を目標に掲げる市町村も多くあって去年は保育園開設ラッシュとなりました。蒼生会の事業所の周辺にも雨後の筍のように保育園が新設されています。それと同時に保育士の取り合いも始まり、保育士不足から派遣社員も激増しています。無償化で誰でもが利用できる環境が整い、潜在需要をも掘り起こしてしまう可能性もあることから、行政としても新たな施設の整備を進めるのは当然です。しかし、日本では少子化が一層進んでいくことが予想されていますから、保育の人材不足は一過性の現象と考えてもよいでしょう。むしろ無償化を踏まえて施設を造りすぎてしまった弊害がすぐにも顕になって来そうな気配です。

介護保険施行前の社会福祉法人が運営する高齢者施設が、施行後の民間事業者との競争に戦々恐々とし、顧客に選ばれる施設にならなければと唱えていたのがとても懐かしく思えます。介護の分野では人材不足によってそれまでに積み上げてきた努力があっという間に雲散霧消してしまっただけです。

職員不足が今後緩和するであろう保育事業においては介護とは全く異なる状況になることが予想されます。保育もどうやって生き残っていくかを真剣に考えていかねばならない時がやって来たといえるでしょう。キーワードとしてサービスの質の向上、合理化、効率化など様々な課題が浮かび上がってくるかと思いますが、実のところは現実を踏まえていかに考え、実行するかにかかっていることに間違いはありません。そのためにも職員一人一人が理想と目標をしっかり持ち、法人理念を具現化できるよう行動します。

法人経営計画

事業展開エリア

事業展開エリアはこれまでと変わらず、大野中公民館区内の国道16号線と境川との間の地域及び上鶴間本町北部（県道51号線・通称行幸道路までの地域）とし、エリア内の地域住民や関連機関と連携して地域福祉に貢献する。

事業戦略

法人本部運営

- ①法人経営方針と経営戦略の立案
- ②施設運営管理の統括
- ③運営会議の開催
- ④法人関連諸手続（登記、行政への報告等）
- ⑤法人年間計画及び事業報告の作成
- ⑥理事会、評議員会の開催及び事務局
- ⑦理事会、評議員会資料の作成
（議案、報告事項）
- ⑧理事会、評議員会議事録
- ⑨法人役員の人選と就任手続
- ⑩法人監事監査開催（法人及び施設運営）
- ⑪法人定款、管理規程等の法人及び施設運営に関する規程・規則・指針等の管理
- ⑫施設整備の改修・補修計画の作成
- ⑬法人資産管理
- ⑭法人重要書類の管理と整理
- ⑮外部監査の事務局、立会い
（老人福祉法、介護保険法、
児童福祉法、第三者評価等）
- ⑯理事長専決事項のとりまとめ
- ⑰法人役員研修の開催決定と研修内容の立案
- ⑱法人ホームページの更新・管理

財務部門

- ①各施設会計担当者の統括
 - ②日常会計業務のチェック
 - ③月次会計報告
 - ④法人及び施設会計予算の作成
 - ⑤法人及び施設会計補正予算の作成
 - ⑥法人及び施設会計決算報告
 - ⑦法人監事監査開催（法人及び施設会計）
 - ⑧経理規程の管理
- ※会計コンサルタントと連携
毎月1回の訪問（相談）の他、一部業務委託により効率化を図る。

総務部門

- ①人事・雇用関連業務
 - ②給与・手当関連業務
 - ③キャリアアップ制度の運用と活用
 - ④社会保険関連手続き、管理
 - ⑤管理者研修計画の立案
 - ⑥就業規則・給与規程等の人事、給与に関する規程・規則の管理
- ※顧問社労士と連携
毎月1回の訪問（相談）の他、一部業務委託により効率化を図る

衛生管理部門

- ①健康診断、ストレスチェック
 - ②予防接種
 - ③職場環境確認、改善
- ※産業医と連携
毎月1回の訪問（衛生委員会開催）
衛生管理者は本部以外の職員を任命

2020年度 法人本部 年間予定

※他詳細は「高齢者福祉施設」「児童福祉施設」各事業計画に記載

| 年/月 | 月 間 予 定 |
|---------|--|
| 2020.04 | <ul style="list-style-type: none"> ・入社式：1日（水）13：00 於：認定こども園モモ 遊戯室 ・2019年度事業報告完成 ・2019年度計算書類（決算報告書）の作成 |
| 2020.05 | <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度計算書類（決算報告書）の完成 ・2020年度監事監査（期間：2019年4月1日から2020年3月31日） ・2020年度 第一回 理事会 （2019年度：事業報告・決算・理事長専決事項下半期報告など） ・春季道路清掃（鶴野森・古淵 自治会） ・春季健康診断（全職員） |
| 2020.06 | <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度 第一回 定時評議員会 （2019年度：事業報告・決算・理事長専決事項下半期報告など） ・2019年度決算報告（電子申請・紙面提出） ・財産目録など登記（顧問税理士委託） ・登記簿謄本取得 |
| 2020.07 | |
| 2020.08 | |
| 2020.09 | <ul style="list-style-type: none"> ・鶴野森日枝神社例大祭「神酒所」会場貸出 （特別養護老人ホームモモ駐車場） ・カシオペア祭：19日（土） |
| 2020.10 | |
| 2020.11 | <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度 第二回 理事会 ・2020年度 第二回 評議員会 （2020年度：2次補正予算・理事長専決事項上半期報告など） ・地域自治会（鶴野森・古淵）との防災訓練 ・秋季道路清掃（鶴野森・古淵 自治会） ・秋季健康診断（夜間勤務従事者のみ） |
| 2020.12 | <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度事業計画の振り返り ・インフルエンザ予防接種（全職員） |
| 2021.01 | <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度事業計画の作成 |
| 2021.02 | <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度事業計画の完成 |
| 2021.03 | <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度 第三回 理事会 ・2020年度 第三回 評議員会 （2020年度：3次補正予算 2021年度：事業計画・予算など） ・2020年度事業報告の作成 ・登記簿謄本取得 |

- ・毎月20日：運営会議（休日の場合は直後の平日へ延期）
- ・随 時：広報・世代間交流・カシオペア祭委員会を監修



